

四日市市管理職特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 26 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 16 号

四日市市管理職特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市管理職特別勤務手当支給規則（平成 3 年四日市市規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当の額)</p> <p><u>第 3 条 条例第 53 条の 3 第 3 項第 1 号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。</u></p> <p><u>2 条例第 53 条の 3 第 3 項第 1 号の規則で定める額は、前条に規定する対象職員の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 9 級 12,000 円</u></p> <p><u>(2) 8 級 10,000 円</u></p> <p><u>(3) 7 級 8,000 円</u></p> <p><u>第 4 条 条例第 53 条の 3 第 3 項第 2 号</u></p>	<p>(手当の額)</p> <p><u>第 3 条 条例第 53 条の 3 第 2 項の規則で定める額は、前条に規定する対象職員の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 9 級 12,000 円</u></p> <p><u>(2) 8 級 10,000 円</u></p> <p><u>(3) 7 級 8,000 円</u></p> <p><u>2 条例第 53 条の 3 第 2 項ただし書の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。</u></p>

の規則で定める額は、第2条に規定する対象職員の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

(1) 9級 6,000円

(2) 8級 5,000円

(3) 7級 4,000円

2 条例第53条の3第1項の勤務（管理職特別勤務手当を支給する勤務に限る。）をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職特別勤務手当を支給しない。

第5条（略）

第6条（略）

第4条（略）

第5条（略）

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（総務部人事課）